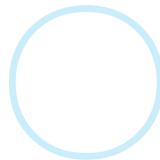


捨印



## 委任状

令和6年 月 日

〒

住 所

委任者

印

連絡先

( )

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。  
なお、代理人がみんなで作る党（旧：政治家女子48党）の代理人を務めていた件で利益相反関係にあったことは同意の上、委任します。

第二東京弁護士会所属 弁護士 村岡 徹也

〒105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門5丁目11番15号  
虎ノ門KTビル2階 村岡総合法律事務所  
電 話 03-6458-3025  
FAX 03-6740-8028

1、東京地方裁判所民事第20部における破産者みんなで作る党破産手続開始申立事件（令和6年（フ）第207号）について、破産債権者として行いうる一切の行為及び権限

1、復代理人を選任する件

1、みんなで作る党に対し、委任者の債権を管理・回収することについて代理人として活動する一切の業務